

News Release

生命総合共済契約における引受基準の見直し（緩和）について ～医療ビッグデータを活用した引受緩和の実施により、 多くの組合員・利用者の皆さまにさらなる安心をお届けします～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、組合員・利用者の皆さまにご満足いただける生命保障サービスを提供するため、令和3年4月に引き続き、生命総合共済契約における引受基準の緩和を行います。

1. 背景

近年、高血圧や脂質異常症、糖尿病といった生活習慣病について、国民全体として罹患率が増加傾向にあります。

また、J A共済においても、現状は一定の持病・既往症がある場合や一部の年齢層の方については、契約ご加入前に医師による健康状態の診査が必要となっていたため、被共済者の方への負担が大きく、保障のご提供というニーズへ即座にお応えすることが難しい状況にありました。

そこで、令和3年4月、「高血圧」・「脂質異常症（高脂血症）」・「高尿酸血症（痛風）」・「気管支喘息（喘息）」の4つの疾患について引受基準の緩和を実施しました。

2. 令和4年4月における引受基準の緩和の概要

(1) 疾患ごとの引受基準の緩和

糖尿病や鉄欠乏性貧血等の持病があっても一定の健康状態の方であれば医師の診査なし（告知書扱い）でお引き受けが可能に！

(2) 告知書扱いにおける一部年齢層の範囲拡大

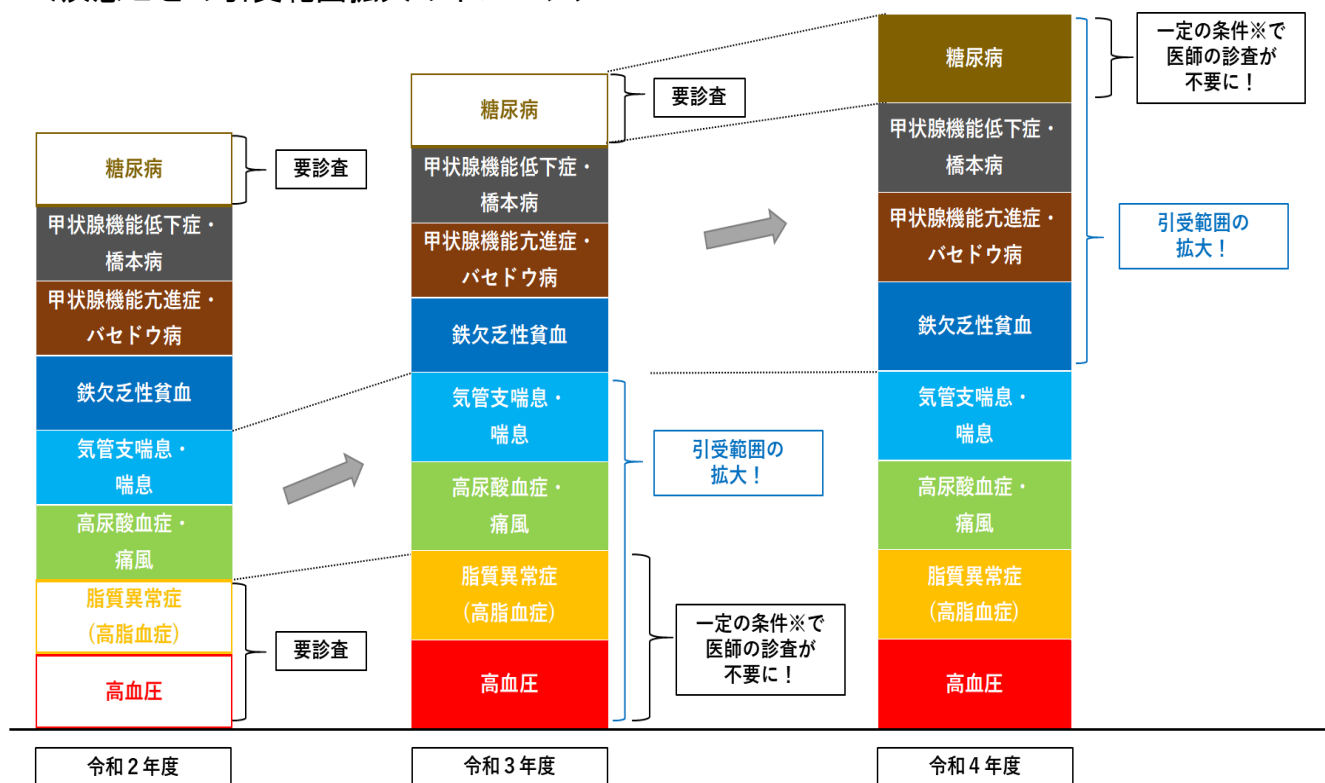
75歳まで医師の診査なし（告知書扱い）でご加入が可能に！

(1) 疾患ごとの引受基準の緩和

令和3年4月実施の4つの疾患と同様に、引き続き、株式会社日立製作所の協力のもと、医療ビッグデータの活用やリスク分析を通じて、令和4年4月より「糖尿病」「鉄欠乏性貧血」「慢性甲状腺疾患（バセドウ病、橋本病）」の疾患について、医師の診査が不要となる告知書扱いを中心とした引受基準の緩和を行います。

これらの疾患は多くの方が罹患されているため、今回の引受基準の緩和により、多くの組合員・利用者の皆さまに生命保障のご提供が可能となります。

<疾患ごとの引受範囲拡大のイメージ>



※ 疾患ごとに健康状態や保障金額の条件が異なります。

(2) 告知書扱いにおける一部年齢層の範囲拡大

令和4年4月より、医師の診査なしでお引き受けできる死亡保障の範囲を75歳までに拡大します。

年齢	死亡保障金額
66～70歳	500万円まで
71～75歳	300万円まで

※ J Aの組合員でない場合、上限金額は異なります。

組合員の条件等、詳しくはJ Aにお問い合わせください。

J A共済連では、今後も継続して引受基準の緩和の検討を行うなど、さらなる安心をお届けできるよう努めてまいります。